

別記3（3）

集落営農維持・発展支援事業 （集落営農後継者確保支援）

第1 事業の目的

島根県内の集落営農法人は約 270 法人存在するが、組織の設立から年月が経過し、設立の中心となった第1世代の高齢化が進み、法人運営が危ぶまれる組織が増している。

一方で構成員の家族などは地域内や近隣地域に居住しているケースが多く、車での活動参加も可能な状態にある。そこで、そのような後継候補者の集落営農への参画を促し、それまでの自身の仕事や生活を行いながらも集落営農活動に携わる機会を持ち、将来的には集落営を担う中心人物として地域に貢献する農業者を育成することを目的とする。

第2 事業の内容

世代交代に備えて新たに組合員となって集落営農に参加する者へ技術継承するための研修（OJT研修）経費を助成する。

第3 事業実施主体

交付要綱別表3（3）のとおりとする。

第4 助成対象となる要件等

1 この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という）は、以下の要件を満たす集落営農法人とし、予算の範囲内で助成する。

（1）集落営農法人の要件

- ア 農業生産による農畜産物（当該法人が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む）の販売収入があること。
- イ 後継候補者（以下研修生という）を農畜産物の生産、加工、販売等作業に参加させ、経営に必要な作物の栽培管理、家畜の指導技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うことができること。
- ウ 研修生は年間で7日以上の活動に参加させること。1日の作業時間を7時間とし、半日で4時間作業なども可。研修合計49時間以上で7日以上と判定する。
- エ 研修生に対して研修指導者を置き、労務災害等が発生しないよう十分に注意すること。
- オ 事業終了以降も研修生が携わる業務を提供し、人材育成を図ること。
- カ 研修生を労災保険（労働者災害補償保険）に加入させるか、又は個人で傷害保険に加入させること。

(2) 研修生の要件

ア 研修生は事業実施前年度以降に組合員に加入したもの、もしくは当該年度中に組合員になることが確実なもの（総会時期等により組合員の承認時期が次年度以降にずれの場合は次度中に組合員になることの念書を提出（様式任意））

イ 研修開始時の年齢が原則 67 歳未満であること。

ウ 事業終了後も当該集落営農法人での業務に従事する意思があること。

(3) 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

2 県は集落営農後継者確保実践計画に基づいて 7 日以上研修を行った者に対し、1 日あたり 1 万円、上限 20 日（20 万円）を予算の範囲内で助成する。助成期間は当該年度のみとし、年度を跨いでの日数の通算カウントは認めない。1 法人あたりの研修人数は最大 3 名までとする。なお作業日数ごとに必ず作業写真を添付すること。

助成対象経費は、集落営農法人の指導者が研修生に対して、当該法人での農業活動等に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための指導を行うことへの助成及び必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成などとする。

3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施対象者は助成金の全部を返還しなければならない（ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合はこの限りではない）。

(1) 著しく集落営農後継者確保計画に即した研修が行われていないと認められる場合。

(2) 集落営農法人の都合により研修を中止した場合（ただし災害その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能になったこと、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く）

(3) 虚偽の申請等を行った場合。

第 5 事業実施等の手続

1 事業計画の承認

(1) 助成を受けようとする事業実施主体は、集落営農後継者確保実践計画（別記 3（3）様式第 1 号）を作成し、集落営農後継者確保計画承認申請書（別記 3（3）様式第 2 号）に添付して市町村長、地域農業再生協議会長または地域担い手育成総合支援協議会長（以下、「市町村長等」という。）に提出するものとする。

(2) 市町村長等は、(1) の承認申請があった場合には、事業実施主体が第 4 の 1 を満たしているかどうかを確認し、適当と認めたときは交付要綱第 3 に基づき事業実施計画承認申請書（別記 3（3）様式 3 号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

2 事業計画の変更承認

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときは、事業実施計画変更承認申請書（別記3（3）様式第4号）を作成し市町村長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長等は、（1）の変更承認申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画変更承認申請書（別記3（3）様式第5号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

第6 事業実績等の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実績報告書（別記3（3）様式6号）を作成し、市町村長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長等は、交付要綱第6に基づき、事業の実績報告を行う場合は、事業実績報告書（別記3（3）様式第7号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

第7 経営状況等の報告

- (1) 市町村長は、事業実施主体が、第4の3に該当した場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない（ただし書の場合を除く。）。
- (2) (1)に該当する場合、市町村長等は事業実施主体に助成金の返還を求めるとともに、事業実施主体が返還を要する助成金のうち知事が市町村長等に交付した金額の全てを知事に返還しなければならない。
- (3) 知事は、必要に応じて、事業実施主体の経営状況等について市町村長等に報告を求めることができるものとする。

別記3（3）様式第1号

集落営農後継者確保実践計画※1

1 所属する集落営農組織の概要

組織名称	
所在地	
経営品目 (作付面積)	例) 水稻 (20ha)、新規に白ネギ予定 (30a)

経営状況

収入	金額	支出	金額
農業収入 (農産物、加工販売、作業受託等)		売上原価	
		販売・一般管理費	
営業外収入 (補助金、交付金、利息等)		営業外費用	
		従事分量配当	

保険

労災保険	A 加入済み	B 申請中(申請予定を含む)	C 加入しない
個人傷害保険	A 加入済み	B 申請中(申請予定を含む)	C 加入しない

研修指導者

役職:	氏名:
法人での主な業務:	法人従事年数:

2 研修生の概要

		市町村名	
ふりがな	性別	生年月日	
氏名	男・女	年	月 日 (満 歳)
ふりがな			
現住所 (〒)			
略 歴			

年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画承認申請書

(集落営農後継者確保支援)

このことについて「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援
事業費補助金交付要綱別記3(3)第5の1の(1)の規定に基づき下記のとおり
申請します。

記

1 集落営農後継者確保支援事業実施計画内訳書

事業実施対象者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

2 添付書類

- ・集落営農後継者確保実践計画書(別記3(3)様式第1号)
- ・事業実施前年度から組合員になっている場合は、それが確認できる書類

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画承認申請書

（集落営農後継者確保支援）

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記3（3）第5の1の（2）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 集落営農後継者確保支援事業実施計画内訳書

事業実施対象者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

2 添付書類

- ・事業実施主体からの承認申請書（別記3（3）様式第2号）の写し

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画変更承認申請書

（集落営農後継者確保支援）

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった集落営農後継者確保
支援事業実施計画について、下記のとおり事業を変更したいので、「地域農業の維
持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記3（3）第
5の2の（1）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 集落営農雇用支援事業実施計画内訳書

事業実施対象者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

※変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類

- ・集落営農後継者確保変更実践計画（別記3（3）様式第1号）

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画変更承認申請書

（集落営農後継者確保支援）

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった集落営農後継者確保
支援実施計画について、下記のとおり事業を変更したいので、「地域農業の維持・
発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記3（3）第5の
2の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 集落営農後継者確保支援実施計画内訳書

事業実施対象者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

※変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類

- ・事業実施主体からの変更承認申請書（別記3（3）様式第4号）の写し

年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実績報告書

（集落営農後継者確保支援）

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記3（3）第6の（1）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 集落営農後継者確保支援実績報告内訳書

事業実施対象者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月 日～ 年 月 日		

2 添付資料

- ・（別添）作業内容報告書または事業実施対象者で作成した作業日、作業時間、内容がわかるもの
- ・事業実施期間中に組合員になった場合は、それが分かる資料。
- ・総会時期の関係で事業完了後に組合員になる場合は、その旨を記した念書（様式任意）を実績報告で提出し、後日、組合員になったことが分かる書類を提出。

作業内容報告書

1 作業内容※1

年月	作業時間	内 容
年 月 日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
日		
合計研修時間 合計日数※2		

2 作業写真※3

月 日	月 日	月 日
-----	-----	-----

月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日

- ※1 事業実施主体で使用する作業日報等可(作業日、作業時間、作業内容がわかるもの)。
- ※2 合計日数については研修時間の合計を7時間で割って算出。小数点以下切り捨て
- ※3 作業写真の添付は必須。写真がない場合は日数にカウントできない。

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実績報告書

（集落営農後継者確保支援）

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記3（3）第6の（2）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 集落営農後継者確保支援実践報告内訳書

事業実施対象者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月 日～ 年 月 日		

2 添付資料

- ・事業実施主体からの実績報告書（別記3（3）様式第6号）の写し